明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第十六条第一項の規定に基づき、総務省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任した件の一部を改正する件（総務一七三）　一
○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務・経済産業・国土交通一）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務二三一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二三二）
○地すべり防止区域を指定する件（農林水産九二二）　三
○保安林の指定をする件（同九二三～九四四）
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（国土交通五五七～五六三）　七
○自動車の型式を指定した件（同五六四～五六九）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同五七〇）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同五七一）　九
○道路に関する件（関東地方整備局二四三）
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
財務省　特許庁　一〇
〔皇室事項〕　一一
〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一二
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
公認会計士法に基づく供託金取戻し、保険業法に基づく供託金関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇
特殊法人等
文部科学省共済組合定款の一部変更関係　一三〇
会社その他

告示

○総務省告示第百七十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、総務省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任した件（平成二十一年総務省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。ただし、二十六年度の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十七年四月二十三日

総務大臣　山本　早苗

本文中「沖縄総合通信事務所長（」の下に「無線システム普及支援事業費等補助金（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に基づく避難勧告等のあった区域におけるデジタル受信相談・対策事業に限る。）に係る場合は、東北総合通信局長に限り、並びに」を加える。

表の上欄中「辺地共聴施設整備事業」の下に「及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に基づく避難勧告等のあった区域におけるデジタル受信相談・対策事業」を加える。

○経済産業省・国土交通省告示第一号

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、令第二号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十三日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

第三十条第五号ホ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。